

議案第27号

日野町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の廃止について

日野町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例を別紙のとおり廃止する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止が
必要な理由と概要

1 背景および趣旨

共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び合理化を図る観点から、鳥取県町村総合事務組合において、町村等の非常勤消防団員に対する消防賞じゅつ金の授与に関する事務を行うこととしたため

2 概要

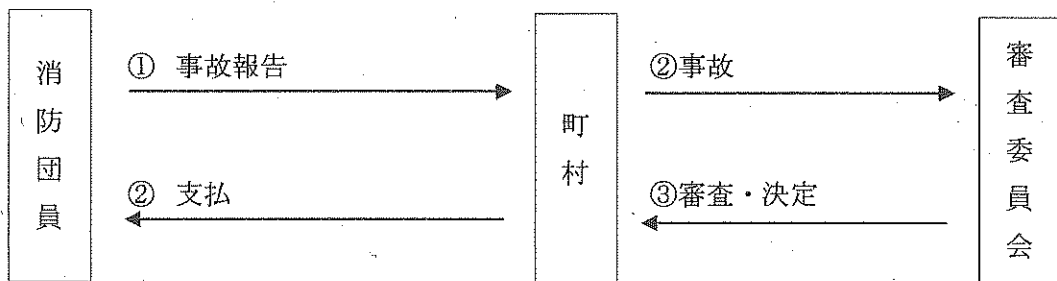
(1) 消防賞じゅつ金の授与について

消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった場合に支給（授与）する。

(2) 事務の流れ

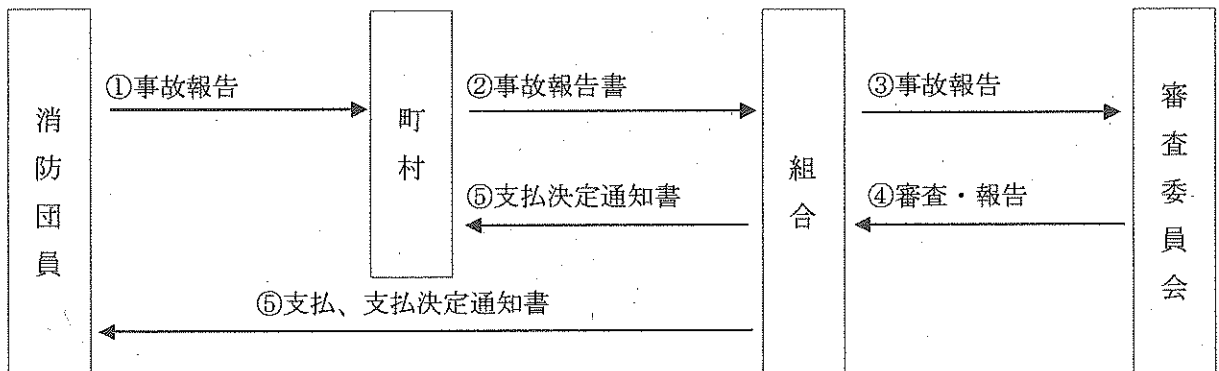
【現在】

- ・町村ごとに条例を設置
- ・殉職者賞じゅつ金 … 490万円以上2,520万円以下
(功労の程度による)
- ・殉職者特別賞じゅつ金 … 3,000万円
- ・障害者賞じゅつ金 … 2,060万円以下
(障害の等級の区分ごとに功労の程度による)



【令和3年度以降】

- ・事務組合で「町村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例」を制定し、組合から消防団員に直接送金
- ・賞じゅつ金の授与額は、町条例と同額
- ・負担金は、団員数×4,000円を3年間徴収し、基金を設けて実施（高額賞じゅつ金に備え、健全な運営に資するため、定額の5,000万円の基金を造成する）
- ・賞じゅつ金の支払いが発生した場合は、該当町村から前年度までの負担金と賞じゅつ金との差額を特別負担金（翌年度の一括納付又は翌年度から5年以内の年賦納付）として徴収
- ・本事業に伴う事務経費は発生しない。



日野町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例を廃止する条例

日野町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和45年条例第42号）は廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

